

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

## 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「審査請求に対する決定以外の」を削り、「開示請求等」の次に「及びこれらの審査請求」を加え、同項第5号中「のうち、川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）第9条第1項第4号及び第5号に規定する委員の任期途中での任免」を削り、同条第2項中「基づきその事務を専決したときは、これを速やかに」を「より専決した場合において、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を」に改める。

第6条の見出しを「（事務決裁）」に改め、同条中「教育長の権限に属する事務の専決」を「第2条第1項の規定により教育長に委任された教育事務及び第4条第1項の規定により教育長が専決する教育事務に係る事務決裁」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に行われている審査請求（公文書開示請求等に係るものに限る。）に対する決定については、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 制 定 理 由

教育長の専決事項の見直しを行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和41年6月28日教委規則第12号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(教育長の専決事項)</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。</p> <p>(1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。</p> <p>(2) 委員会が指定する請願等に関すること。</p> <p>(3) 公文書の開示請求等及びこれらの審査請求に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。</p> <p>(5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。</p> <p>(第5条 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和41年6月28日教委規則第12号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(教育長の専決事項)</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。</p> <p>(1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。</p> <p>(2) 委員会が指定する請願等に関すること。</p> <p>(3) <u>審査請求に対する決定以外の</u>公文書の開示請求等に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。</p> <p>(5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、<u>川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）第9条第1項第4号及び第5号に規定する委員の任期途中での任免</u>に関すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(第5条 略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(事務決裁)</u></p> <p>第6条 <u>第2条第1項の規定により教育長に委任された教育事務及び第4条第1項の規定により教育長が専決する教育事務に係る事務決裁</u>については、教育長が別に定める。</p>	<p><u>(教育長事務の専決)</u></p> <p>第6条 <u>教育長の権限に属する事務の専決</u>については、教育長が別に定める。</p>